



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



大学・専門学校等における返還不要の奨学金と 授業料・入学金の減額・免除について (高等教育の修学支援新制度)

高等教育局学生支援課
高等教育修学支援室

全世帯の進学率と低所得世帯の進学率

(出典)学校基本調査

高等教育機関への進学率（全世帯）

84.0%

住民税非課税世帯の進学率は新制度開始以降上昇しているが、依然として、15ポイントの差がある現状

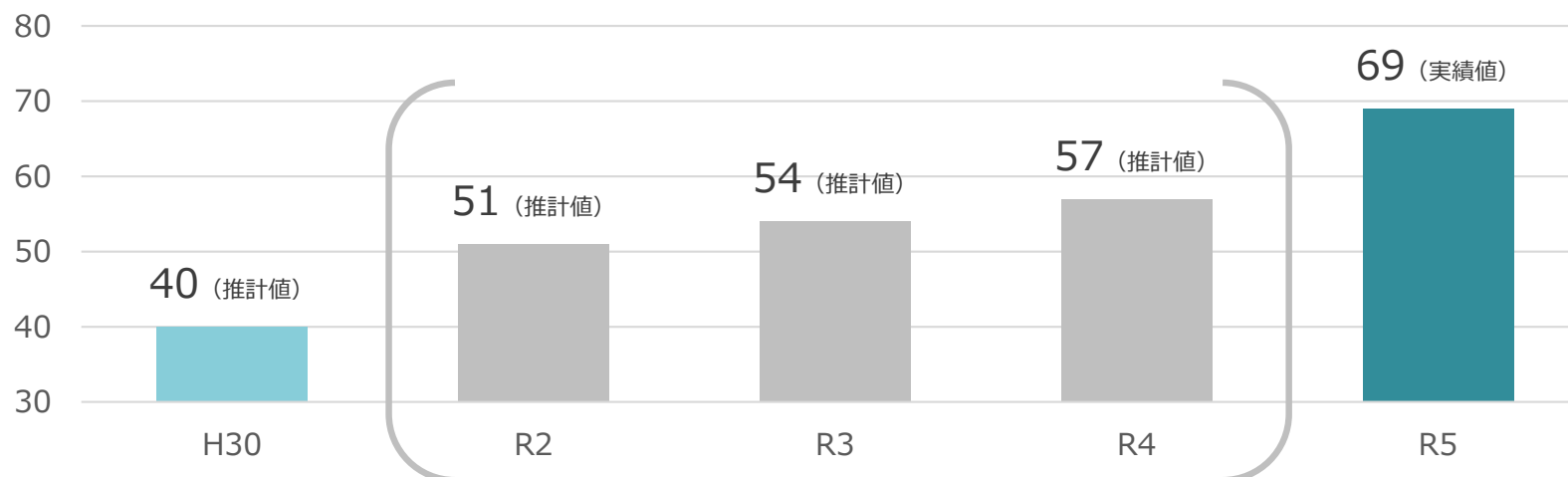


(出典)学生支援課高等教育修学支援室調べ

高等教育機関への進学率（住民税非課税世帯）

69.0%

○住民税非課税世帯の進学率（参考）



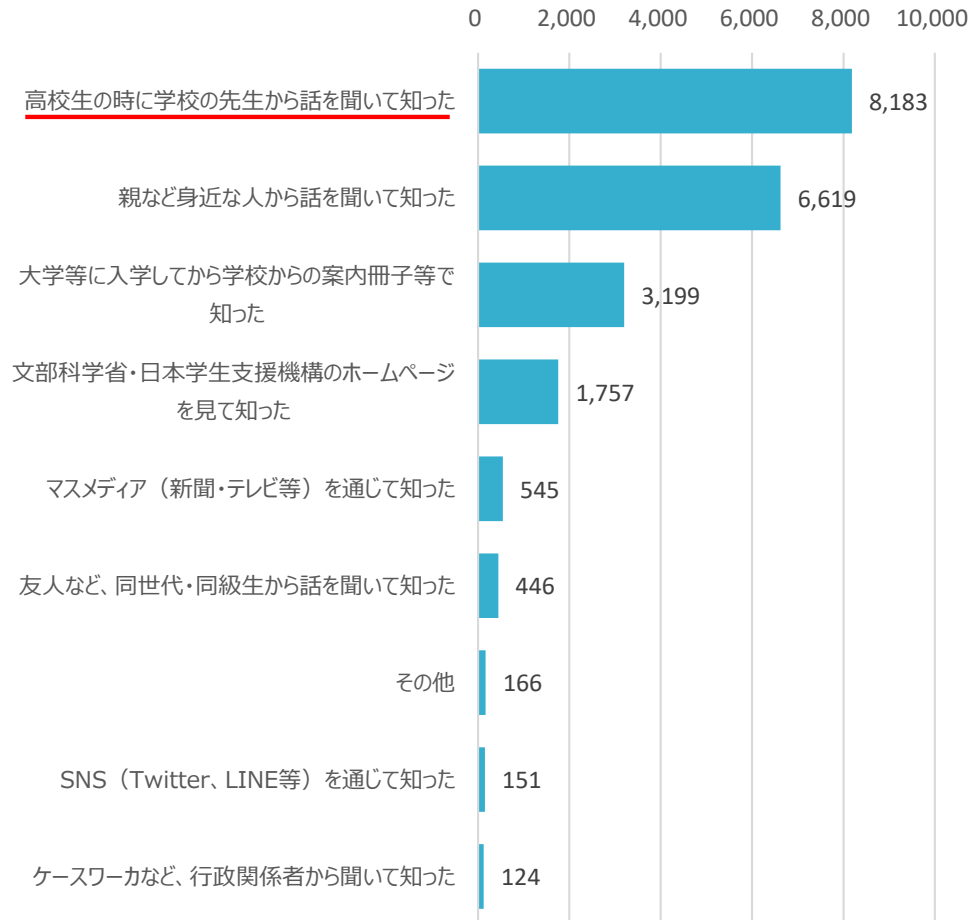
(注) 進学率の算出方法の違い

- ・H30は、(住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者(実績) + JASSO奨学金を利用せずに進学している者(推計)) / (高校生等奨学給付金を受給者している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R2～R4は、住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者 / (高校生等奨学給付金を受給者している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R5は、R4高校生等奨学給付金受給者のうち大学等に進学した者 / R4高校生等奨学給付金受給者(実績)
令和4年度に「高校生等奨学給付金」を受給していた高校3年生の卒業後の進路について、全国の国公私立高等学校等の割合を踏まえ、10分の1程度の高校を無作為に抽出して調査を実施(500校について実施。(令和5年9月))

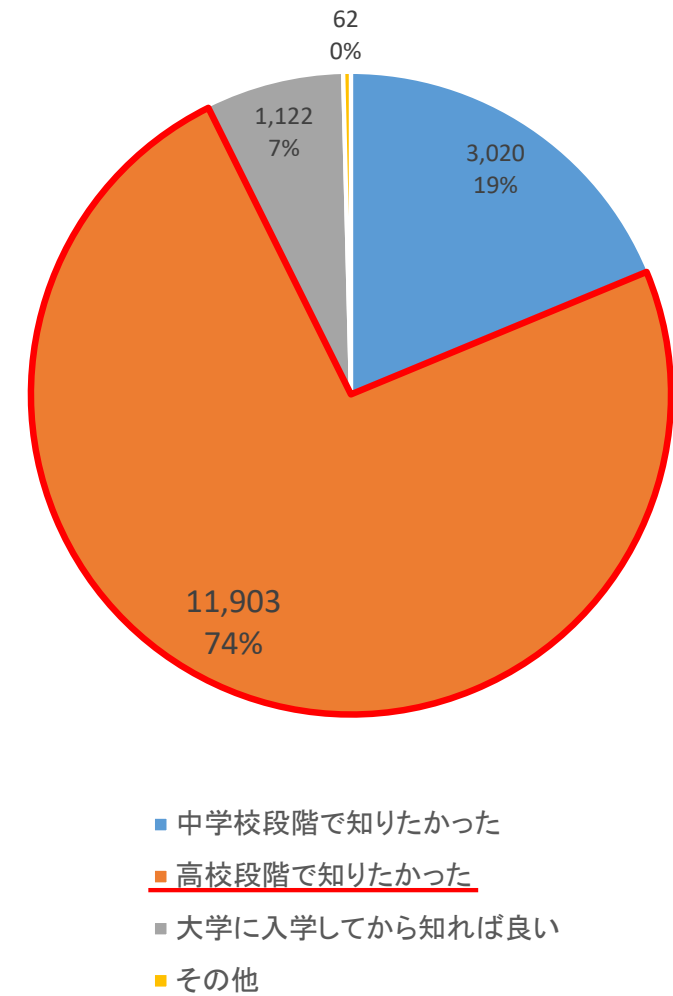


高等教育の修学支援新制度を知ったきっかけ等について

○「新制度」をどのように知り、利用されましたか。きっかけを教えてください。
(複数回答可)



○「新制度」について、いつ頃に知りたかったですか。

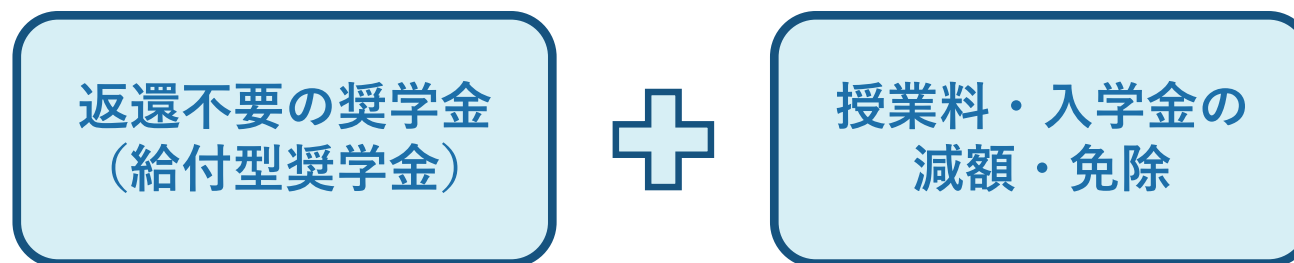


本日、皆様にお伝えしたい内容①

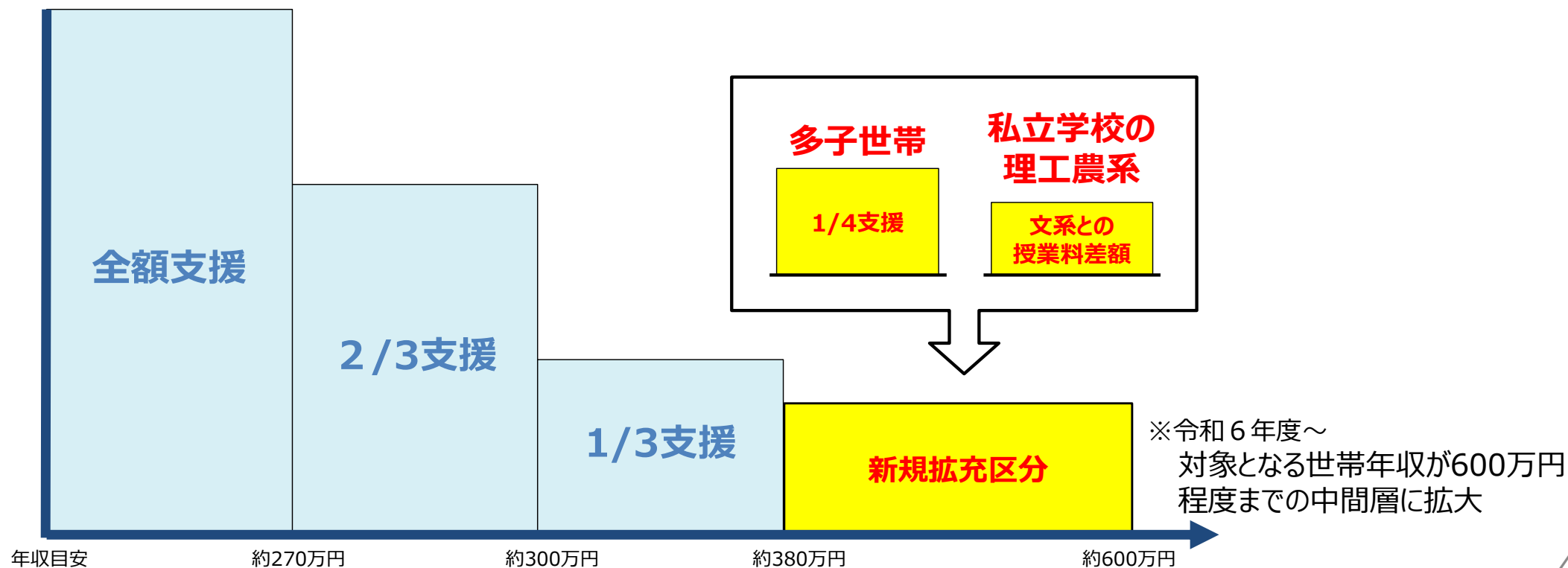


● 大学・専門学校等における返還不要の奨学金と授業料・入学金の減額・免除を行う制度

(高等教育の修学支援新制度 (R2～))

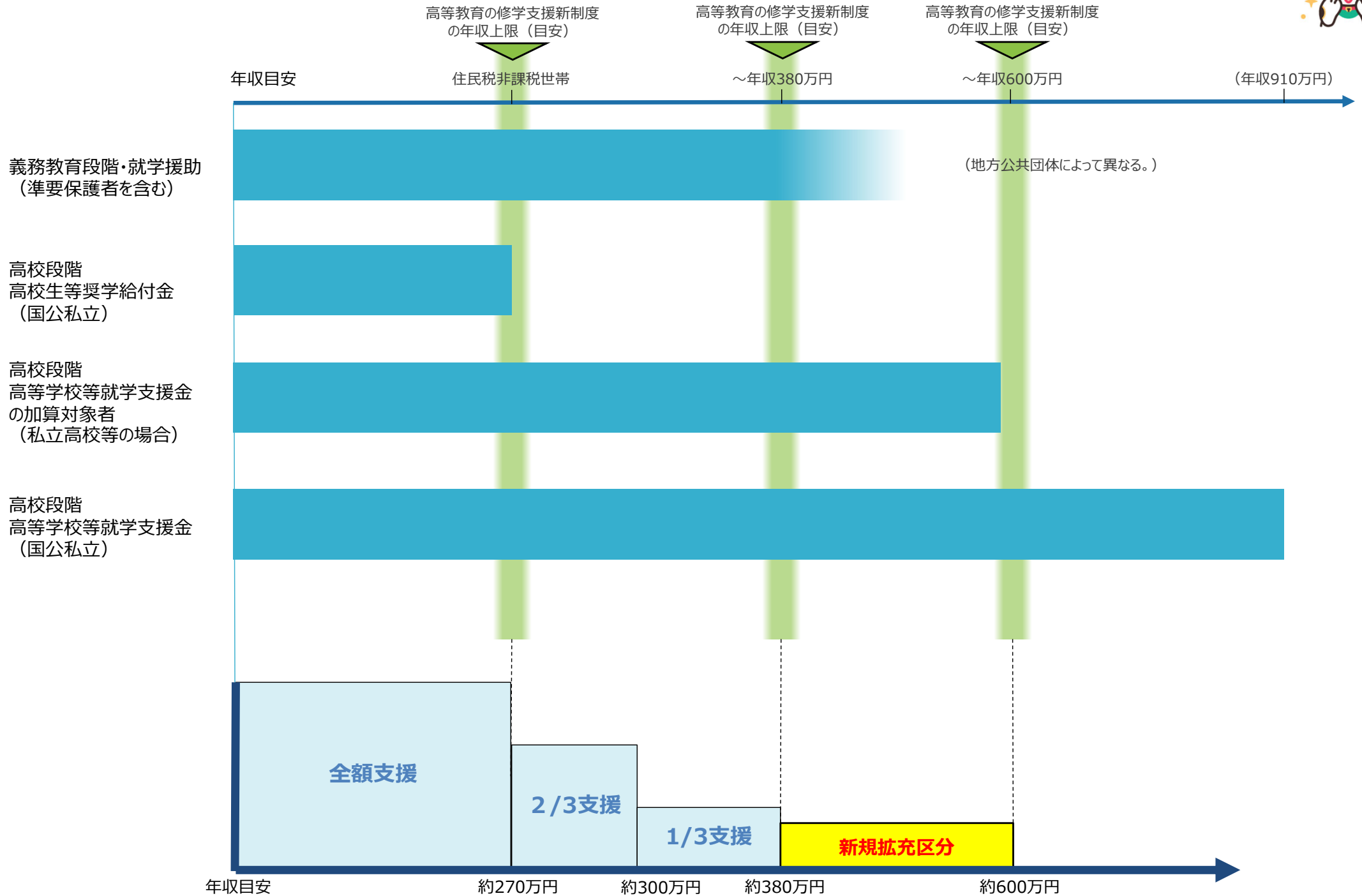


● 世帯年収に応じて段階的な支援を実施



本日、皆様にお伝えしたい内容②

学ぶ意欲を応援！





本日、皆様にお伝えしたい内容③

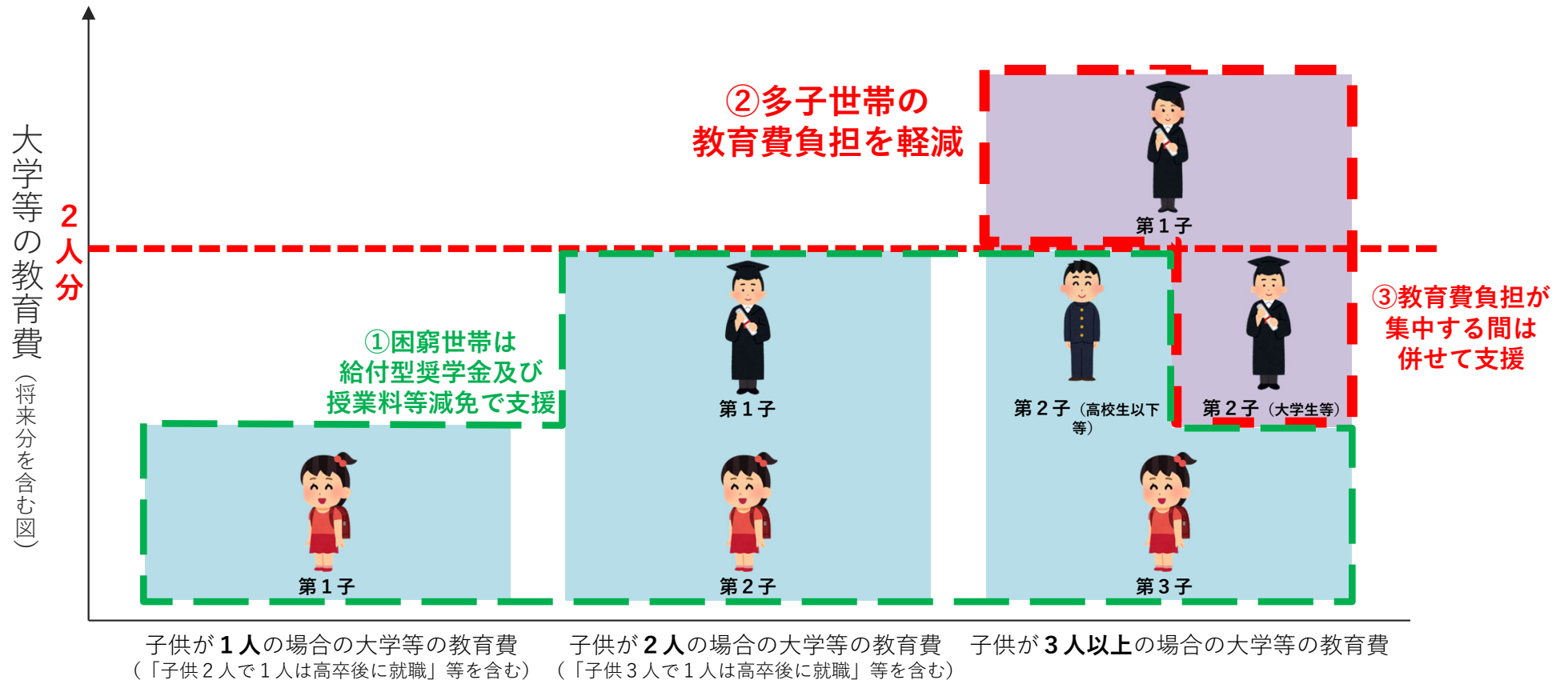
- 高校までの成績で否定的な判断をせず、学修意欲等を評価して採用

高校までの評定平均値が
3.5以上

又は

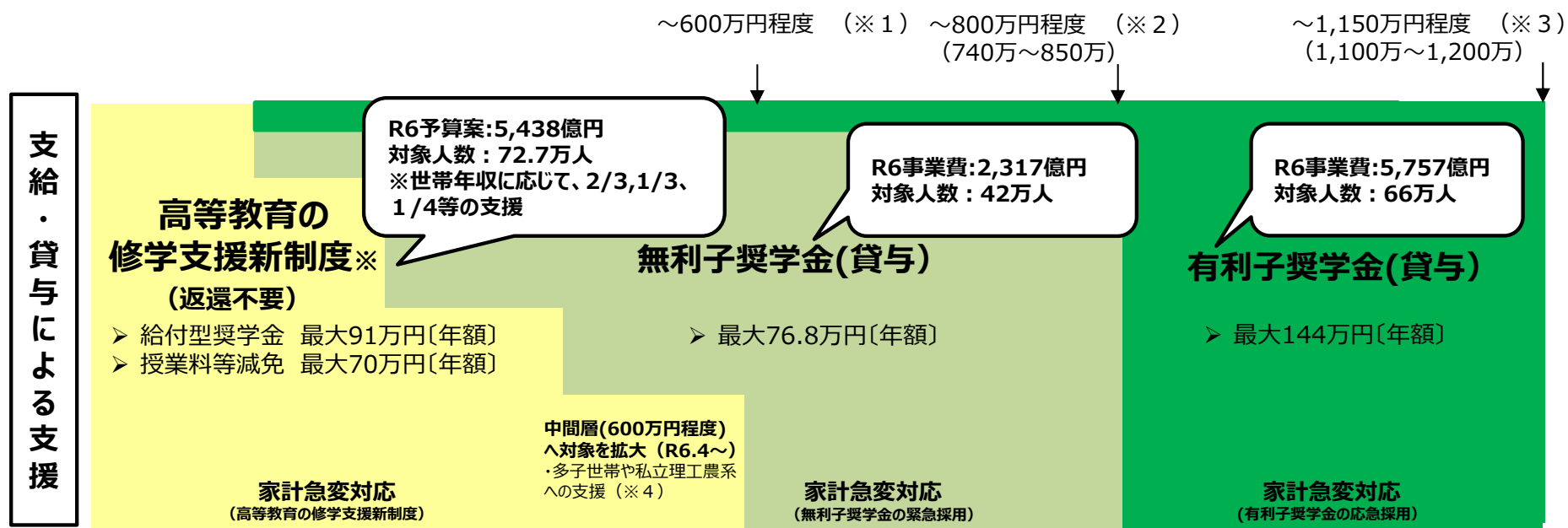
高校までの評定平均値が3.5未満であるが、
学修意欲等が面談やレポートにより確認できる

- 令和7年度～ 多子世帯の学生等は授業料・入学金を国が定める一定額まで無償化



参 考 資 料

国内の大学等に通う学生等への経済的支援



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

(※4) 多子世帯については全額支援の1/4支援、私立理工農系については文系との授業料差額に着目し、授業料等減免で支援。

貸与型奨学金の返還支援

無利子に利率はなし	固定利率／変動利率 令和5年3月貸与終了者 〔利率固定:0.905% 利率見直し:0.300%〕
所得連動型返還制度(所得の9%)	有利子に所得連動型返還制度はなし
減額返還制度 ➢ 年収325万以下(給与所得者)などの場合に対象。一定期間、毎月の返還額を当初の2分の1あるいは3分の1に減額。 ※R6.4より、制度を利用可能な年収上限を400万円に引き上げ、毎月の返還額を最大4分の1まで減額できるように見直し。	
返還期限猶予制度 ➢ 経済困難(年収300万円以下(給与所得者))等の理由により、通算10年の猶予が可能。	
返還免除制度 ➢ 死亡または精神若しくは身体の障害 ➢ 業績優秀者免除制度(大学院生かつ無利子)	
自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度 (36都府県、695市町村で実施[R5]。例えば、3~5年間、当該自治体域内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援)	
企業が本人に代わって返還を行う支援(代理返還制度) (一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還(※)することで、本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。 ※R3.4より実施)	

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

&



進学先で学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

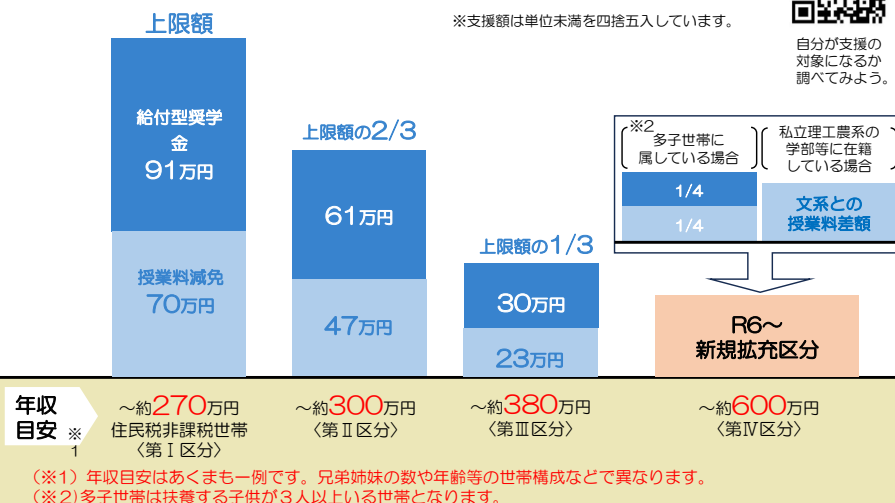
※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等）も本人の所得で判定し低所得であれば支援対象（生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けている者）

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた4段階の基準で支援額が決まります。

4人家族（本人（18歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）

※支援額は単位未満を四捨五入しています。



給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円

※支給額は単位未満を四捨五入しています。



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※上限額は単位未満を四捨五入しています。



お金の心配なく**大学や専門学校**で学び続けたい生徒のみなさんへ



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間 高校3年の4月以降
(学校ごとに異なります。進学後に大学等で申し込むこともできます)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注)高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

くわしい情報はこちら

文部科学省特設HP



(制度全体の概要を確認できます。)

高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話: 0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
※土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
※給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は, 在学中の
学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

**修学支援
新制度**



新制度の周知にあたっての高等・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① | 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。**大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたい**と考えています。

ポイント② | 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている**高校1・2年生や中学生など**(注)にも、**本制度を知っていただきたい**と思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注)高等専門学校(1～3年次)の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ | 進学前の予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

予約採用(在学前の採用)の申込受付は、4月から7月末までです。進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント④ | 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、**文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意**しています。是非ともご覧いただければと思います。

修学支援
新制度

文部科学省 特設ホームページ

「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要をご案内しています。)

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。)



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】

進学資金シミュレーターの概要（日本学生支援機構）



QRコード

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

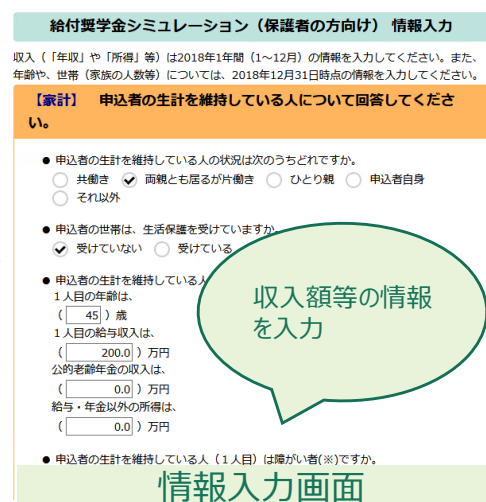
資金シミュレーターのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）



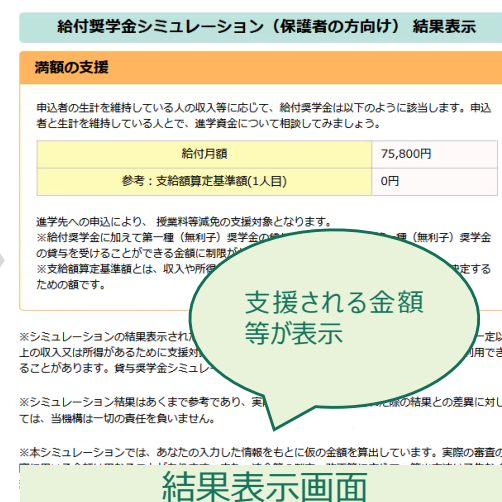
トップ画面



選択画面



情報入力画面



結果表示画面

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション
(生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション
(保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- 奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

- 奨学金返還支援に係る市町村の負担額（**基金の設置は不要**）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。

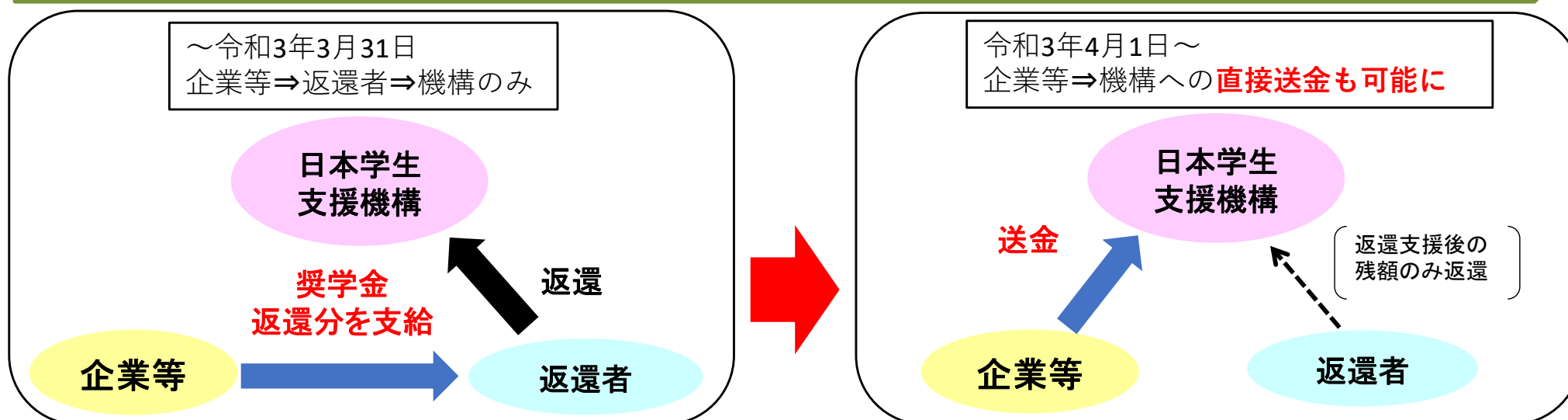
【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない（市町村は令和4年度以降の条件を記載）

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

日本学生支援機構貸与型奨学金 企業等による奨学金の代理返還制度

- 令和3年4月より、日本学生支援機構は、各企業等が社員に対して実施している奨学金の返還支援（代理返還）について、各企業等からの直接送金を受け付けることとした。
- 制度開始直後の令和3年4月には65社が本制度に登録し、45人が支援対象となったが、令和6年4月末の時点で1,948社まで登録が拡大し、令和3年度には813人、令和4年度には1,708人、令和5年度には4,477人、令和6年度（4月末時点）には3,643人に支援を行っている。

1. 制度の概要



2. 本制度を利用する場合（企業等から機構へ直接送金すること）の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得る

返還者にとって、返還額が自身の通常の給与と区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得る。

（※）返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となる場合があります。

②【法人税】

給与として損金算入が可能

企業等にとって、返還支援に充てる経費は、使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能。

③【法人税】

賃上げ促進税制の対象

賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税の特別控除の適用が可能。

（※）賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大35%（中小企業等の場合45%）を税額控除

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

④【社会保険料】

標準報酬月額の対象外

代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。

（※）給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれる。